

選挙人名簿抄本の閲覧について

- 1 申請時期 閲覧希望日の10日前までに申出をしていただく必要があります。
- 2 閲覧時間 平日 午前8時30分～午後5時00分
- 3 閲覧場所 選挙管理委員会事務局（総務・防災課内）
- 4 閲覧者 本人確認のため、身分証明書などの提示をお願いします。
- 5 記載事項の転記
筆記による転記（パソコンなどの利用及びコピーの禁止）
※鉛筆又はシャープペンシル以外の筆記用具は使用できません。
- 6 閲覧終了後 転記した場合はその写しを選挙管理委員会で保管します。

※選挙人名簿の閲覧は、個人情報保護の観点から厳格な事務手続きなどが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

～平成18年11月1日から～

選挙人名簿抄本の閲覧制度が見直されました

●閲覧できる場合が以下のとおり公職選挙法に規定されました

- ①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
- ②公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合
- ③統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

※ただし、市区町村選挙管理委員会は、閲覧により知り得た事項が不当な目的に利用されるおそれがある場合等に閲覧を拒否することができることとされています。

※また、一部の市区町村で認められていた選挙人名簿抄本のコピーについて、今後は認められないこととなります。

●閲覧の申出をする場合は以下の書類が必要となります

必要な書類	①登録の有無の確認	②政治活動・選挙運動		③調査研究
		公職の候補者等	政党その他の政治団体	
	i 閲覧申出書	i 閲覧申出書 ii 公職の候補者となろうとする者であることを示す資料	i 閲覧申出書 ii 政治団体設立届出書の写し iii 活動実績を示す資料	i 閲覧申出書 ii 調査研究の概要・実施体制を示す資料

※「閲覧申出書」の用紙については、各市区町村選挙管理委員会で入手できます。

※②の「公職の候補者等」欄のiiの資料は、現職は省略が可能です。「政党その他の政治団体」欄のiiiの資料は、現職が所属する政治団体は省略が可能です。

このほか、実際に閲覧をするにあたっては、本人確認のため、顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。

その他各種制度が整備されました

閲覧情報の他目的利用、第三者提供の禁止

閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

市区町村選挙管理委員会による勧告及び命令制度

市区町村選挙管理委員会は、不正な閲覧、閲覧により知り得た事項の他目的利用や第三者提供が行われている場合、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、勧告や命令をすることができます。
市区町村選挙管理委員会は、その他必要な限度において申出者から必要な報告をさせることができます。

氏名・利用目的の概要等の公表制度

市区町村選挙管理委員会は、毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙人の範囲、利用目的の概要等について公表することとなります。

罰則の整備

- ①偽りその他不正の手段により閲覧した場合や他目的利用・第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課されます。
- ②市区町村選挙管理委員会の命令に違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課されます。

様式第2号（第3条関係）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光武 英文 様

申出者 氏 名 _____ ⑩
住 所 _____
(電話番号) _____

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、嬉野市選挙人名簿抄本閲覧規程第3条第1項の規定により、閲覧の申出をします。

1	活動の内容	政治活動(選挙運動を含む)
2	閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3	閲覧者の氏名及び住所	
4	閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5	閲覧対象者の範囲	
6	閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき		
7	立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8	候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10	承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
備 考		(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光武 英文 様

申出者 氏 名 _____ 印
住 所 _____
(電話番号) _____

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、嬉野市選挙人名簿抄本
閲覧規程第 3 条第 2 項の規定により、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

令和 年 月 日

誓 約 書

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光武 英文 様

住 所
 (法人及び団体にあつては、主たる事務所の所在地)

関 覧 申 出 者

氏 名 (印)
 (法人及び団体にあつては、名称及び代表者又は管理人)

住 所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

共同関覧申出者

氏 名 (印)
 (法人にあつては、名称及び代表者又は管理人)

住 所

関 覧 者

氏 名 (印)

選挙人名簿抄本の閲覧及び閲覧事項の取扱いに関して、次のとおり誓約します。

- 1 法、政令、省令、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、嬉野市個人情報保護条例（平成18年嬉野市条例第11号）及び嬉野市選挙人名簿抄本閲覧規程（平成18年嬉野市選挙管理委員会告示82号）その他関係法令を遵守します。
- 2 個人の基本的な人権を尊重し、閲覧事項の取扱いについては、本人の事前の同意を得ないで、申出書に記載の利用の目的以外の目的のために利用し、又は申出者、共同申出者、閲覧者及び閲覧事項取扱者以外の者に提供しません。
- 3 閲覧及び閲覧事項の取扱いに関して、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると貴職が認めるときは、閲覧の中止、閲覧事項の取扱いの改善等貴職の指示に従います。
- 4 閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、万一漏えい事件等が発生した場合は、一切（2次被害を含む。）の責任を負うものとし、対応、処理します。
- 5 閲覧事項の利用の目的が達成された時は、確実かつ速やかに焼却又は細断による廃棄処分及び消去処分します。

別紙(誓約書)

[illegible]

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和 年 月 日

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光武 英文 様

申出者が公職の候補者

氏 名 _____ ⑩
申出者 住 所 _____
(電話番号) _____

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、嬉野市選挙人名簿抄本閲覧規程第3条第1項の規定により、閲覧の申出をします。

1	活動の内容	政治活動(選挙運動を含む)
2	閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること) 市政報告会開催に伴う案内状送付に利用するため
3	閲覧者の氏名及び住所	〇〇△△ 嬉野市□□町大字□□甲□□番地
4	閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法について具体的に記載すること) 事務所の鍵の掛かるロッカーに保管し、その後シュレッダーにかけて処分廃棄する。
5	閲覧対象者の範囲	全投票区から 500件
6	閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること) 〇〇〇後援会の役職員(事務長)である〇〇△△を閲覧者として指定します。
申出者が公職の候補者等であるとき		
7	立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること) 嬉野市議会議員選挙 嬉野市議会議員
8	候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を ☒ する ☐ しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10	承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
備 考		(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)